

令和8年度 登校支援室相談員（会計年度任用職員）募集要項

1 募集人数

1名

2 業務内容

- (1) 登校や学習に不安を抱える児童生徒に対する、登校支援室「なごみ」や教育支援センター、オンライン等での相談支援
- (2) 教育支援センターに通所する児童生徒に対する、教育支援センター等での相談支援
- (3) 学校復帰や社会的自立を見据えた支援計画の立案および、学校・教育支援センター等における支援の実施
- (4) 面談や支援の記録の作成および、支援に必要な範囲での情報共有
- (5) 学校や教育支援センター、関係機関との連携・調整
- (6) 児童生徒や保護者、学校関係者への支援に関する情報発信(カウンセラー便り等の作成・配付を含む)
- (7) 保護者支援の企画・立案・実施(保護者サロン等の運営を含む)
- (8) 教育委員会事務局が指示するその他の業務

3 応募資格

- (1)以下のいずれかの要件を満たす者
 - (a) 臨床心理士の資格を有する者（令和8年7月1日までに取得見込みも可）
 - (b) 公認心理師、社会福祉士、精神保健福祉士のいずれかの資格を有する者（令和8年7月1日までに取得見込みも可）
 - (c) 大学院博士前期（修士）課程（教育学、心理、児童福祉学等）を修了後、心理臨床業務または児童生徒を対象とした相談業務に従事した期間が1年以上ある者
 - (d) 学士（短期大学士を除く）課程（教育学、心理学、児童福祉学等）を修了後、心理臨床業務または児童生徒を対象とした相談業務に従事した期間が2年以上ある者
- (2) 地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない者

【地方公務員法第16条（抜粋）】

（欠格条項）

1. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

以上(1)、(2)の受験資格を満たす者がこの試験をうけることができます。

年齢、学歴は問いません。また、この職は日本国籍を有しない方も受験できます。

（注）日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

4 任用期間

令和8年7月1日から令和9年3月31日まで

(注) 勤務実績に応じて、2回まで再度の任用がされる場合があります。

(再度の任用の有無については、年度末に決定します)

5 勤務条件等

(1) 勤務時間・日数

週4日・30時間(1日7時間30分勤務)

午前9時00分から午後5時15分(休憩45分含む)

(2) 休日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始

勤務を要しない日(水曜日)

(3) 勤務場所

登校支援室「なごみ」および各教育支援センター(花園・桃谷・新大阪)

(住所等)

- 登校支援室「なごみ」

〒556-0006 大阪市浪速区日本橋東3丁目1番23号(大阪市立心和中学校内)

- 教育支援センター(花園)

〒557-0016 大阪市西成区花園北2丁目16番26号(もと大阪市立弘治小学校 西館2・3階)

Osaka Metro 四つ橋線「花園町駅」③A出口すぐ

- 教育支援センター(桃谷)

〒544-0033 大阪市生野区勝山北4丁目9番22号(もと大阪市立鶴橋中学校 本館4階)

JR「桃谷駅」より東へ約900m、大阪シティバス「大池中学校前」より西へ約400m

- 教育支援センター(新大阪)

〒533-0033 大阪市東淀川区東中島3丁目7番28号(小中一貫校むくのき学園5号館内)

JR「新大阪駅」より南東へ約800m、阪急「崇禅寺駅」より西へ約350m

(4) 報酬等(1年目)

報酬(月額)	196,620円~235,596円
--------	-------------------

(注) 採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内に決定されます。

(注) 別途、期末勤勉手当が支給されますが、採用時期により金額は異なります。

(注) 上記報酬等は、募集時点のもですが、給与改定等により採用時には変更されることがあります。

(注) 上記の他に通勤にかかる費用弁償等が支給されます。

(5) 休暇等

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則に基づき付与されます。

年次休暇	付与日数：12日 付与期間：7月1日～3月31日
特別休暇	【有給】 ・夏季休暇 ・忌引休暇 ・結婚休暇 ・産前産後休暇 ・配偶者分べん休暇 ・育児参加休暇 ・災害等による通勤時の出勤困難な場合 ・育児時間休暇 ・ドナー休暇 ・ <u>子の看護休暇※1</u> ・ <u>短期介護休暇※1</u> 等(※1) 【無給】 ・生理休暇 ・妊娠障害休暇 (※1) 別途取得要件あり

その他、育児休業等制度(無給)、介護休暇等制度(無給)、病気休暇制度(有給)あり。(別途取得要件あり)

(注)上記休暇等は、募集時点のものですが、採用時には変更されることがあります。

(6) 社会保険

共済組合、厚生年金保険、雇用保険

(7) 服務

地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。

営利企業への従事(兼業)については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

(8) その他

資格取得見込みの応募者が令和8年7月1日までに資格取得できなかった場合、また、受験資格がないこと並びに受験申込書内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。

6 選考方法

(1) 筆記(論文)審査

(2) 口述(面接)試験

7 選考日及び選考会場

選考日：令和8年6月11日(木曜日)、又は6月16日(火曜日)のいずれか1日

選考時間：午前9時00分～午後5時00分の間

選考場所：大阪市役所本庁舎、又は大阪市浪速区日本橋東3丁目1番23号(大阪市立心和中学校内)
登校支援室「なごみ」

選考日時については、別途通知します。

8 申込方法

以下の(1)から(5)の書類等を角形2号封筒に入れて送付してください。

(1) 受験申込書 1通

(注) 必要事項を記入し、過去3カ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽写真を貼付してください。

(注) 受験申込書は、「大阪市ホームページ」よりダウンロードできます。

(注) 両面印刷をしてください。

(2) 「3 応募資格(1)」のいずれかの要件を満たすことを証明できる書類

(登録証の写し、在職証明書等) 各1通

(3) 論文(提示された次の課題について1200字程度の論文を作成し提出してください) 1通

論文テーマ:「不登校児童生徒の社会的自立に向けて登校支援室相談員として自分ができること」

(注) 必ず自筆で作成してください。

(注) 論文用紙は、「大阪市ホームページ」よりダウンロードできます。

(注) 文部科学省が示す、不登校児童生徒支援に係る施策の方向性と、不登校児童生徒やその保護者、及び在籍校の支援ニーズを踏まえ、支援計画を作成する際の留意点と、支援につながりにくい児童生徒とその保護者に効果的な取組について、これまでの経験に基づき具体的に述べてください。

(4) 申し立て書 1通

(注) 申し立て書は、「大阪市ホームページ」よりダウンロードできます。

(5) 受験票送付用として長形3号封筒(宛先明記・**320円分切手貼付**:特定記録郵便) 1通

○受付期間

令和8年5月22日(金曜日)から令和8年6月4日(木曜日)午後5時必着

(注) **簡易書留**にて後掲の申込先まで送付してください。

(注) 令和8年6月4日(木曜日)は持参による申込受付を行っています。
受付時間は、午前9時30分から午後5時までです。

○申込先

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当 生活指導グループ
大阪市役所3階

(注) Osaka Metro 御堂筋線、京阪本線「淀屋橋駅」下車 北へ100m

○結果の発表

選考結果は、面接終了後、2週間以内に受験者全員に通知します。

(受験者本人以外にはお知らせできません)

○登録合格者について

合格者の他に、若干名を登録合格者(採用予定者)とし、通知します。

登録合格者に、令和8年度中に「登校支援室相談員」の補充採用を行うこととなった場合は、評定の上位者から順に採用連絡をします。(採用を保証するものではありません)

なお、登録合格については、令和9年2月28日(日曜日)まで有効とします。

9 その他

この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。

受験に際して大阪市が収集した個人情報には職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。

10 問合せ先

大阪市教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当 生活指導グループ

電話番号 06-6208-9174

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。心得た上で、申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】(抜粋)

(倫理原則)

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

(職員倫理規則)

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則(以下「職員倫理規則」という。)を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあつては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと